

大分市自治基本条例検討委員会
第12回市民部会

平成24年1月16日(月)13時30分から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(2) その他

大分市議会基本条例

平成20年12月17日

条例第35号

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条 第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条）

第4章 市長等と議会の関係（第6条 第9条）

第5章 自由討議による合意形成（第10条）

第6章 委員会の運営（第11条）

第7章 政治倫理（第12条）

第8章 政務調査費（第13条）

第9章 議員の定数及び議員報酬（第14条・第15条）

第10章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条 第20条）

第11章 最高規範性（第21条・第22条）

附則

我が国において、地方自治は日本国憲法でうたわれている。住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、地方公共団体の議事機関と位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

本市議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

ここに、市民に開かれた市議会として議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託にこたえることを誓い、全議員の総意によりこの条例を制定する。

第1章 目的

第1条 この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、大分市議会会議規則（昭和42年大分市議会規則第1号）、大分市議会委員会条例（昭和42年大分市条例第4号）、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

第5条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

第4章 市長等と議会の関係

（市長等との関係の基本原則）

第6条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

（一問一答による質疑応答等）

第7条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議会の会議及び委員会において、市長及びその他の執行機関の長並びにそれらの補助職員は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の監視及び評価)

第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を含む議案が提案されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算又は決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当

たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

第5章 自由討議による合意形成

第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

第6章 委員会の運営

第11条 議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

第7章 政治倫理

第12条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

第8章 政務調査費

第13条 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。

2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。

第9章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第14条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、定数の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度の活用

等により市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第10章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員政策研究会及び議会活性化推進会議)

第16条 議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。

2 議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。

3 議会は、議員政策研究会及び議会活性化推進会議の充実強化を図るものとする。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、市政に係る重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第 19 条 議長は、議会の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の体制強化に努めなければならない。

(議会図書室)

第 20 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第 11 章 最高規範性

(最高規範性)

第 21 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第 22 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、公布の日から施行する。

大分市子ども条例

平成23年3月16日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 子どもの権利等への配慮（第4条 第6条）

第3章 関係者の役割（第7条 第10条）

第4章 市の責務（第11条）

第5章 主な施策（第12条 第15条）

第6章 推進計画（第16条・第17条）

第7章 議会の評価等（第18条）

附則

子どもは、社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人々とかかわり、成功や失敗、喜びや悲しみ等の様々な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を思いやる心、規範意識等がはぐくまれ、大人へと成長していきます。

しかしながら、少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待、有害情報のはん濫、子どもをめぐる犯罪の多発

等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

私たちの願いは、子どもが、家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさとをおいたを愛する心をはぐくみ、生き生きと育つことです。

また、子どもは、大人が規範を守る手本を示してほしい、触れ合いのある住みやすいまちになってほしいと願っています。

このような中、子どもと誠実に向き合い、その思いを受け止めつつ、将来の地域社会の発展を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市が、連携協力し、社会全体で子どもの育成を支援していくことが大切です。

ここに、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の市民をいう。

(2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

(1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。

(2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。

(3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。

3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心を持ち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にする中で、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

2 父母その他の保護者(以下「保護者」という。)は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

(1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長

に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。

(2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。

(3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。

(4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。

(5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。

(6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。

(2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。

(3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に係る部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実に努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。

3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境

を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。

市民の定義についての各都市比較表

都市名	川崎市自治基本条例	静岡市自治基本条例	豊田市まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	岐阜市住民自治基本条例	新潟市自治基本条例
条文	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体

都市名	宇都宮市自治基本条例	高松市自治基本条例	熊本市自治基本条例	北九州市自治基本条例	函館市自治基本条例	由布市住民自治基本条例
条文	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む者並びにそこで学び、及び働く者をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民とは、由布市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う者若しくは団体をいう。 (3) 市とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に定める執行機関をいう。 (4) 事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む者又は団体をいう。 (5) 交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる者をいう。